

官報

令和三年二月三日

○第二百四回 参議院会議録第六号

令和三年二月三日(水曜日)

午後六時一分開議

○議事日程 第六号

令和三年二月三日

午後六時 本会議

第一 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、議員辞職の件

以下 議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

この際、議員の辞職についてお諮りいたします。

本日、河井あんりさんから議員辞職願が提出されました。

辞表を参事に朗読させます。

(参事朗読)

辞職願

この度一身上の都合により議員を辞職いたしましたので御許可下さるようお願い申し上げます

令和三年二月三日 参議院会議録第六号 議員辞職の件 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案

令和三年二月三日

参議院議員 河井あんり

参議院議長 山東 昭子殿

○議長(山東昭子君) 河井あんりさんの議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(山東昭子君) 日程第一 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長森屋宏さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(森屋宏君登壇、拍手)

○森屋宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現下の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、営業時間の変更の要請等を内容とする新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を創設し、併せて緊急事態措置において

施設の使用制限等の要請に応じない者に対する命令を可能とするともに、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、入院の措置等及び積極的疫学調査に係る罰則並びに緊急事態宣言等の際の命令に違反した場合の罰則等について修正が行われております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取したほか、厚生労働委員会との連合審査会を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、営業時間の変更要請に応じた事業者等への支援、まん延防止等重点措置の判断基準、緊急事態措置との関係、罰則規定の創設の是非、その適用の在り方等でありましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、国民民主党・新緑風会の矢田理事より反対、立憲民主・社民の小沼委員より賛成、日本共産党の市田委員より反対、公明党の平木理事より賛成、日本維新の会の柴田委員より賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。舟山康江さん。

(舟山康江君登壇、拍手)

○舟山康江君 国民民主党・新緑風会の舟山康江です。

会派を代表し、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論いたします。

まずは、法案の内容についての問題を指摘します。

今回の特措法等改正は、これまでの感染拡大防止対策が行き詰まった結果、特措法改正はコロナ収束後という方針を政府は年末に大転換し、苦し紛れに改正にかじを切ったのだと理解しています。しかし、感染拡大防止の実効性を高めるどころか、幾つもの点からむしろ混乱と分断を拡大するものであり、大問題です。

第一の問題は、店舗や事業の休業や時短など、国民や事業者には様々な制限を強いる一方で、それに伴う十分な補償が規定されていないことです。

昨日、一都九県における緊急事態宣言の一月月延長が決まりました。感染症の拡大を食い止めるためというのは分かります。しかし、この一か月さえ何とか乗り切ればと歯を食いしばって耐えてきた事業者からは、今後もこの状況が続くということが決まった今、まだ続くのか、このままでは商売が、事業が続けられない、もはや限界だ、そんな悲鳴が上がっています。家賃の支払にも困り、従業員を抱え続けることもできず、失業者と生活困窮者が増加するという負の連鎖が広がっています。

十分な補償なく、長期にわたって時短に協力してくださいと言われても、もはや限界です。これまでも、定額の協力金と引換えに協力を求められ、多くの事業者は必死に踏ん張ってきましたが、一律の給付では、とりわけ規模の大きな事業者にとっては焼け石に水です。公共の福祉のため

に受忍すべき損失は補償しない、そんな議論も委員会ではありましたが、そのエビデンスもないまま事業者のみに犠牲を強いることはこれ以上許されず、協力いただいた事業者の損失に対する補償をセットで行うべきです。

要請に応じられるか否かは十分な補償に懸かっています。強制力だけでは何も解決しません。特に、感染拡大の元凶とピンポイントで名指しされている飲食店の協力を仰ぎ、感染症防止対策を進めるためにも、十分な経済支援が不可欠であることを改めて強調させていただきます。

しかも、影響を受けているのは飲食業だけではなく、また宣言下の地域だけではなく、東京商工リサーチの調査によると、コロナ関連の倒産は昨日までに全国で累計千件を超え、アパレル関連業や建設業、宿泊業などを中心に幅広い業種で影響が波及しています。特に、飲食店に関しては、このまま感染状況が続けば三二%が廃業を検討する、こんな衝撃の結果も出ています。

附帯決議で、要請による経営への影響の度合い等を勘案とあり、直接、間接に影響を受けている事業者に対する事業規模に応じた影響の度合いをしつかりと反映した十分な補償を法律に明記すべきであることを改めて強く申し上げます。

第二の問題は、政令に定める要件に該当する事態が発生したと認めるときに実施できるまん延防止等重点措置という中途半端なカテゴリーを、平時と緊急事態宣言の真ん中に新設したことであります。

言わばミニ緊急事態宣言ともいえるべき措置であり、まん延防止等重点措置を実施する際には、事業者に対して営業時間の変更その他政令で定める措置を講ずるよう要請、命令でき、従わなければ罰則という私権制限を課すこともできます。

このように、財産権の侵害にもつながる強い措

置にもかかわらず、どういう事態が生じれば実施されるのかという客観的な基準が法律に明記されていないこと、事業者を求める措置も、営業時間の変更だけではなく、蔓延を防止するために必要な措置という拡大解釈の危険をはらむ規定となっていること、公示、つまり実施する際の事前の国会報告が法律に何らの規定がなく、附帯決議で速やかな報告を努力義務的に規定しているだけだということなど、民主的統制が全く欠如しています。

肝腎なところは政令に委ねられ、時の政権の裁量権により恣意的に運用される余地を残しているという意味で、法治国家として看過できない欠陥法です。

実は、二回目の緊急事態宣言発出が決定された一月七日、特措法四十五条二項に関連する政省令がこっそり修正されました。具体的には、政令や省令に委ねられています。宣言下で知事が使用制限などを要請できる施設は、法律の規定上はあくまで多数の者が利用する施設と限定が付く中、こっそり面積要件を外し全ての飲食店を対象を広げる政省令改正を行ったのです。

同様に、まん延防止等重点措置に関連する政令への委任事項も、国会の関与なく秘密裏に改正される懸念が現実になる可能性が極めて高いと危惧します。

私権制限を加える場合、基準は法律により客観的に明確化すべきです。そして、改正前の法律でさえ、緊急事態宣言発出の際には、命令も罰則もない中で国会報告が法律に定められていました。にもかかわらず、今回の本案においては、罰則が入る新たな事態に対する国会報告の規定を欠くことは重大な問題と言わざるを得ません。

加えて問題なのが、中間的なカテゴリーのこのまん延防止等重点措置と、緊急事態宣言下ででき

る措置との違いが、二十万円と三十万円という過料の違いにすぎないことです。かえって緊急事態宣言の実効性が低下するおそれがあることを大いに危惧します。罰則は緊急事態措置に限定すべきであって、まん延防止措置からは削除すべきです。

結局、まん延防止等重点措置は、公明党顧問を務められている漆原前衆議院議員が一月二十六日付けの御自身のブログに書かれていたように、危機を理由にして国民をいかに制御するかという統治者の思惑があるのみで、権利や自由を制約される国民に対する配慮は残念ながら認められません。

以上が、内容面から見た主な反対の理由です。次に、議論の進め方についての問題を指摘させていただきます。

まずは、法改正のタイミングが遅過ぎるという点です。

私たち国民民主党は、昨年の夏頃から、国民の善意に頼る単なる自粛要請ではなく、十分な補償と、場合によっては罰則もセットの法的根拠を持つ措置が必要と訴え、十二月には具体的に立憲民主党などとともに野党共同の改正案と、国民民主党独自の改正案を国会に提出いたしました。

それを黙殺するかのよう国会を閉じ、一月に緊急事態宣言を出せざるを得ない状況になってから急ごしらえで法案を議論し、今になって早急な成立をというのはいかに御都合主義過ぎるのではないのでしょうか。

そして、法案作成から審議入りまでの余りに拙速なやり方についても苦言を呈さなければなりません。

一月五日の新型コロナウイルス対策政府・与野党連絡協議会での意見交換を皮切りに、閣議決定までは比較的丁寧な与野党各党の意見を聞く機会

も用意されていました。

しかし、蓋を開けてみれば、二十二日の閣議決定後は、各党の意見が十分に反映されることもないままに、国会での議論を待たずに、与野党合意と称して一部修正が行われ、結論が一方的に決められてしまいました。

本来は、公聴会も含めた十分な審議を経て決めるべき重要な案件。にもかかわらず、衆参での議論は僅かそれぞれ八時間弱。参考人からの様々な懸念の声や建設的な提案もかき消され、法案修正に応じる動きも全くありませんでした。

問題点は附帯決議と言いますが、附帯決議に法的拘束力はなく、大臣答弁でも、守りますとは決して言わず、尊重しますと繰り返すばかりでありました。

最後に、多くの国民は、緊急事態宣言の有無にかかわらず、感染症対策に何とか協力し、早期の収束を願っています。しかし、先が見えない中で、失業や倒産の危機に直面している方々もたくさんおり、そこを支えるのが政治の果たすべき役割です。

私たち国民民主党は、困窮する方々への早急な支援として、再度の十万円一律給付や持続化給付金、家賃給付金の再給付及び損失補填的な内容への見直しを求めてまいりました。

○議長(山東昭子君) 舟山さん、時間が経過しております。簡単に願います。

○舟山康江君(総) 今、踏ん張るべきは事業者だけではありません。国の決断こそが求められていることを強く申し上げ、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(山東昭子君) 酒井庸行さん。

○酒井庸行君(登壇、拍手) 自由民主党の酒井庸行です。私は、自民、公明を代表して、ただいま議題と

なりました新型コロナウイルス等対策特別措置法改正案等について、賛成の立場から討論をいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げます。また、療養中の方々の一日も早い回復をお祈りを申し上げます。

そして、日々、最前線で懸命に治療に当たっておられる医療従事者の皆様、公衆衛生業務に全力で当たられておられる保健所等の皆様、さらに、介護施設などで尽力されておられるエッセンシャルワーカーの方々に心より感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染確認がなされてから一年がたとうとしています。本年一月には、まずは感染抑制ということで、二度目の緊急事態宣言が発令されました。新規感染者数は減少傾向にあります。宣言解除の水準には至っておりませんが、よって、栃木県を除く十の都府県で延長となりました。

政府は、ワクチンについて、現場となる地方自治体の不安に向き合いつつ、連携をしながら一つ一つの課題を解決し、迅速に接種を進めて終息へと導かなければなりません。

その前にやらなければならないことは、感染症対策の体制を整えて拡大をしつかりと抑えなければなりません。そのためには、これまで得られた知見や経験を踏まえた特措法や感染症法等の改正案を一刻も早く成立をさせ、感染症を完全に抑え込むための対策を進めなければならないと強く申し上げます。

本改正案に賛成する理由を、以下、申し上げます。

第一に、特措法を改正し、都道府県知事による要請等が事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、また、休業や営業時間短縮などの経済活動への制限

要請の実効性を高めるために、国や地方公共団体による支援が法文上明らかにしたことであります。

これまで、要請と併せて雇用調整助成金や実質無利子融資などの拡充が図られてまいりました。しかし、経営体力が衰えている事業者の方々や雇用や事業の継続に不安を感じて二の足を踏んでしまっている方もあります。今回の改正により支援が法律に位置付けられたことで、特措法による経済活動への制限要請の実効性が更に増すことが期待できます。

第二に、特措法による感染防止のための要請の際の最終的な抑止力となる罰則規定が設けられたことです。

営業時間の変更等の措置の要請が発出されたものの、正当な理由なく要請に応じない事業者に対して、蔓延防止のために特に必要と認めるときに限り、まずは命令が出され、それでも命令に違反した場合に過料の規定が適用されるという段階を経ることとなっております。しかも、要請又は命令を行う必要があるかを判断するに当たっては、あらかじめ専門家の意見を聞かなければなりません。

このように、特措法第五条の基本的な人権の尊重に鑑み、罰則の適用については極めて限定的に考えられております。国や地方公共団体による支援と相まって、措置の有効性を高めることが期待をされております。

第三に、緊急事態宣言前に効果的な対策を講ずることができるよう、まん延防止等重点措置が設けられたことであります。

この新たな措置により、感染が爆発してから広範囲に拡大抑制措置を講ずる段階に至る前に、期間、区域、業態を絞り、感染しやすい場面に限った営業時間の短縮要請などの対応を取ることがで

きるようになります。さらに、政府対策本部が設置された段階から、臨時の医療施設を開設できるようにもなります。感染抑制、経済への影響の最小化、そして、医療体制の整備にとっても特措法の有効性が高まります。

第四に、感染症法の改正により、入院措置や積極的疫学調査の有効性を高められている点であります。

今回の改正では、入院措置や積極的疫学調査に際し、場合によっては行政罰としての過料が設けられることとなります。病床の確保状況や応じることが難しい理由などについては当然考慮されます。

疫学調査の際には、疫学調査への協力の重要性や個人情報保護の徹底などについて丁寧に説明をされます。取締りを行うことが目的ではありません。極めて悪質なケースの発生自体を回避するため、そして、今の状況を打破するための法案であることは明らかであります。

そのほかに、国や地方自治体の権限や連携の強化、感染症に起因する差別的な取扱いの防止に関する規定など、感染拡大を抑制するとともに、感染症がもたらす影響に対処するために不可欠な措置が盛り込まれております。

以上、本改正案に賛成する理由を申し上げます。

世界では、コロナに感染、感染にかかった方々が一億人を超え、亡くなった方は二百万人を超えております。日本では、現在、三十九万一千六百二十六人が感染し、亡くなった方は五千七百九十四人です。多くの議論の下で、私たちは国民の命、暮らしを守るためしっかりと前を見据えて進まなければならないと。

新型コロナウイルス感染症の拡大を一日も早く抑え込むために、より有効な措置を講ずることができるよう、速やかに本案を成立させることを議

員各位にお願いを申し上げます。私の賛成討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 田村智子さん。

(田村智子君登壇、拍手)

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

冒頭、河井あんり氏の議員辞職について一言申し上げます。

疑惑報道から一切の説明がないまま今日に至りました。それを許した自民党の責任も問われまします。本人及び総理が国民に説明することを強く求めて、以下、会派を代表し、新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

第一に、感染症法に患者に対する罰則を創設することは、感染症対策の進むべき方向をねじ曲げる歴史的な逆行です。

正当な理由なく入院を拒否した、積極的疫学調査を拒否した等を罰則の要件としていますが、昨日の本会議で、私は、当初の政府提出法案では刑事罰まで科すとしたほど重大な立法事実は何か明確に示すよう求めたにもかかわらず、菅総理は知事会からの要望としか答弁しませんでした。また、今日の審議では、田村厚労大臣が国民の中に罰則を求める意見があると答弁しました。これが立法事実だということに私は血の気が引くほどの衝撃を受けています。

ハンセン病市民学会は、二月一日の声明で、立法事実すら何ら明らかになっていない状況で拙速に浮上したものであり、議論、検討はほとんどなされていない、根拠となっていないのは漠然とした不安感でしかない、有事の際、人々はおそらくは不安感に駆られて極端な行動に走り、かつての無らい県運動のような人権侵害行為に走りがちである、政府のなすべきことは、これに法的根拠を与

えることではなく、人々に対し冷静で合理的な行動を呼びかけることであると述べています。

感染への不安から、患者を隔離しろ、逃げないようにすべきだ、という行動をしたのか明らかにしろ、こう求める声は、結核でもHIVでも患者に対する差別となつて襲いかかり、ハンセン病では強制隔離政策という国による歴史上最悪とも言える人権侵害になつたのです。元患者や家族の皆さんの裁判闘争によつて行政府と立法府は人権侵害を認め、二度と過ちを繰り返さないとの謝罪し、これが一九九八年に制定された感染症法の前文に患者の人権擁護がうたわれる大きな契機となりました。一体、この歴史的反省はどこへ行つたのか。

短期間で患者当事者、医療、公衆衛生、法曹関係など次々、罰則規定への反対の要請、声明などが出されていますが、どれも新型コロナウイルス感染者への差別、攻撃、感染したことが犯罪であるかのような風潮を助長させることへの懸念が示されています。

感染症は、患者に対して外出しないことを求めるなど、私権の制限が避けられません。だからこそ、納得と理解の下で入院や積極的疫学調査を行うことが必要です。新型コロナウイルスに感染したというだけでも患者のシヨックは大きい、周りに迷惑を掛けてしまふとさえないまれる、高熱の下で保健所の聞き取りに答えることもつらい。そのときに、保健所の聞き取りで誰と接触をしたのかを正直に話さなければ罰則が掛けられますなどと告げれば、まさに犯罪者として扱われたという思いになることが本心に心配です。保健所の現場からは、患者との関係性が困難になると、懸念と反対の意見も示されています。

なぜ、これらの意見が顧みられないのか。拙速な議論、立法事実なき罰則規定の創設に断固として

て抗議するものです。

求められているのは、患者の人権擁護を貫く具体の施策です。治療や療養、自宅待機の間の所得保障などを本会議でいただきましたが、公的医療保険の傷病手当の対象とならなければ貸付制度しかない、また、感染を理由の解雇の違法性さえ総理として明言しなかったことは重大です。

また、入院できずに自宅で亡くなる方がおられる下で、新型コロナウイルスの患者の自宅療養を感染症法に位置付けたことも、患者の人権擁護からの後退と言わなければなりません。

第二に、特措法に事業者に対する罰則を規定することは、長期にわたる新型コロナウイルスの影響で苦境に立つ事業者、補償もなく休業や時短営業に従わせるというものであり、反対です。

昨年の緊急事態宣言以来、東京都では事業者に対する協力要請がどのように行われていたかを見てみると、要請が何も出されていない期間は僅か三か月程度です。長期に苦しみ、事業を続けることへの不安や諦めさえも広がる下での二度目の緊急事態宣言、そのさなかに要請に従わなければ罰則だと脅すような法改定は絶対にやるべきではありません。

しかも、緊急事態宣言を発令しなくとも罰則を科すことができるように、まん延防止重点措置という新たな規定まで設けようというのです。どういう基準でどのような措置がとられるのかは、全て政令に委ねられています。国会への報告も義務付けていません。私権の制限を罰則付きで行うのに、その要件についてまともな答弁はないまま政府にフリーハンドを与えるなど、あり得ません。

まん延防止重点措置は、特定の区域を政府が指定し、都道府県知事はその区域で特定の業種に罰則付きで時短営業を求めることとなります。指定された区域や業種に対して社会的な分断、差別が

持ち込まれ、事業が潰れても仕方がないという風潮につながれば、まさに補償ではなく罰則で要請に従わせることになってしまいます。

今回の緊急事態宣言は、昨日、一か月の延長とされましたが、解除となつても特定の区域に対してまん延防止等重点措置が続けられることも想定されると西村大臣は答弁しています。特定の区域や業種には延々と緊急事態宣言が続くのと同じことです。

感染症抑制には自覚的な協力が必要であり、社会的な連帯こそが求められます。事業者が安心して自覚的に感染抑制に協力するには、まさに罰則ではなく補償こそが求められていることを重ねて強く訴えるものです。

第三に、特措法によつて新型コロナウイルス患者受入れ要請に応じない民間医療機関に名前の公表という社会的制裁を行うことは、政府の長年の医療政策の失敗を顧みずに、現在の病床逼迫の責任を民間医療機関に押し付けるものだと言わなければなりません。

政府は、医師や看護師などの人員がそろい、地域の医療体制が整っているにもかかわらず応じない医療機関を想定していると言いますが、委員会質疑の中で、東京、大阪など現に医療が逼迫している地域においてさえそのような医療機関があるとは答えることができませんでした。

少なくとも感染症の専門家が、民間医療機関で協力できる余力があるところは既に新型コロナウイルス患者を受け入れていると指摘しています。人員、診療の経験、経営上の理由から入院受入れが難しいと考えている病院にも更に協力を求めるというのであれば、昨年の緊急事態宣言後、減収補填を十分に行つて医療機関の経営不安を払拭した上で、診療の研修など丁寧な対応をすべきだったのです。やるべきことはやらずに、社会的制裁で脅し

て要請することは、全く道理がありません。

また、診療報酬による急性期病床の削減、診療報酬の引下げなど、長年の社会保障抑制政策が新型コロナウイルス患者の受入れ余力をそいできたことは明らかです。そのような政府の施策の失敗を不問にして、それに苦しめられた医療機関に病床逼迫の責任を押し付けることは許されません。

また、検疫法に感染者の自宅待機を位置付けましたが、これは病原体が国内に侵入することを防止することを目的とした検疫の水際対策に穴を空けるものです。本来、二週間滞在可能な宿泊施設を空港等に用意し、その間の生活物資の保障をすることが求められているということも指摘をいたします。

最後に、新型コロナウイルスの患者とコロナ禍で苦悩する事業者を支える政治、共に生きようと呼びかけ、社会的連帯を築く政治に全力を挙げることが表明し、反対討論を終わります。(拍手)
○議長(山東昭子君) 打越さく良さん。

〔打越さく良君登壇、拍手〕

○打越さく良君 立憲民主・社民の打越さく良です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対し、賛成の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大によつて亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。現在治療中の皆様には一日も早い御回復をお祈り申し上げます。本院の重鎮である羽田雄一郎議員が新型コロナウイルス感染症によつて亡くなられましたことは痛恨の極みであります。

昨日の全国の感染者は二千三百二十四名、死亡者は百十九名、そのような発表を日々目にしてい

ると、私たちの感覚が鈍麻しかねないことを懸念しています。お一人お一人が数字ではなく、かけがえのない尊厳のある存在であり、何とかしてこの感染を食い止めなければならないことを改めて一議員として確認したいと思います。

もとより、感染は自己責任ではありません。救える命を一人でも数多く救い、誰一人取り残さないセーフティーネットを張り巡らせることが政治の役割です。

医療従事者や介護現場で働く方々、発表の場がなくなった音楽や舞台の方々、一人親、非正規労働、飲食業の方々、それぞれに困難が異なります。個別のニーズを把握し、手当てする。緊急事態に当たり行政がリーダーシップを発揮しなければならぬときでも、判断の透明性を確保し、公正さを担保することが求められます。

討論に先立って、政府・与党に苦言を申し上げなければなりません。

先週、松本純自民党国対委員長代理と遠山清彦公明党幹事長代理が深夜、銀座のクラブで会食していたことが相次いで明らかになりました。特に、松本議員は、当初は一人でクラブを訪問したと述べていたのに、実際には当時の文科副大臣と衆議院議運理事が同席していたことを一週間にわたって隠蔽していました。要職にある政治家にあるまじき行為です。菅総理は昨日の本会議で、あつてはならないことと述べられましたが、自らも昨年、自民党幹事長らと多人数でステーキ会食を行ったことを国民は忘れていません。

この本会議で河井あり議員の辞職が認められました。一昨年の参議院選挙では、自民党本部から河井候補に一億五千万円の資金が投入され、夫の克行氏とともに前代未聞の買収事件が裁かれています。河井議員には、国会で説明責任をきちんと果たすよう、この場でも強く求めます。

菅政権でこの感染症禍を迎えていることは、まさに歴史的な危機です。政治家が率先垂範しなければ、罰則を設けることについての必要性、合理性があるかに疑義が生じることになります。猛省を促します。

さて、昨年来、政府の感染症対策は後手後手であつたばかりか、突然の一斉休校要請やアベノマスク、一連のGOTOキャンペーンなど、妥当性を欠くと思われる政策も数多く見られました。その一方で、検査の拡充や医療機関等への支援は進まず、感染爆発、医療崩壊の要因となったことは否めません。

立憲民主党を始めとする野党は、昨年十二月二日、年末年初に深刻化が懸念される事態を受け、新型インフルエンザ特別措置法及び感染症法改正案を提出しました。ところが、政府・与党は、野党の主張を聞き入れず、国会を延長しませんでした。

今国会が召集されたのは、第三波の感染爆発が起った後の一月十八日でした。本来であれば、提出済みの野党案を審議すべきことは当然であり、十分な補償を求め、罰則規定のない野党案と、刑事罰を求める政府案を国民に明らかにし、審議を通じて合意形成を図ることが国会のあるべき姿です。本来あるべき審議がなされなかったことは厳しく指摘しておきます。

しかし、野党である立憲民主党の一員として行政監視をしながらも、迅速な対応に向け働きかけていかなければならないと心します。時間が限られる中、自民党と立憲民主党により修正協議が行われ、野党が求めていた刑事罰の削除などが実現したことは評価に値します。

現在、新型ウィルス感染症に感染しても、自宅療養中に亡くなる方が相次いでいます。先日、自宅待機中の女性が自死されました。自分が周囲に

感染させてしまったのではないか、悩んでおられたと聞きます。医療提供体制が十分ではないからこのような悲劇が起きたのではないか。政府も、私を含む国会議員も、責任を痛感しなければなりません。

このような状況下では、まず、医療体制を十分に整備すべきです。積極的疫学調査に応じない方に罰則を科したり、宿泊療養等の協力に応じない方に入院措置・勧告を行い、罰則を科すことには疑問があります。また、営業時間短縮等の命令に違反する行為が、命や健康へのリスクが高いと言えなければ罰則は正当化されません。適正手続の観点からは、十分な情報提供がなされなければなりません。

罰則は、偏見を強化し、感染者を絶望させ、隠蔽させ、感染拡大防止にも逆行するとも言われています。感染症法前文は患者等の人権を尊重しつつと明記し、第二条にも重ねて人権尊重と掲げています。さらに、特措法改正案第十三条二項で、感染に起因する差別的取扱いについて実態把握や相談支援、啓発活動を提案しています。それは、感染拡大を阻止する責務と感染者の人権尊重が、ともすれば緊張関係に陥ることを反省してのことではないでしょうか。

ハンセン病患者の皆さんは、国の強制隔離政策によって長くいわれのない差別に苦しめられてきました。こうした反省に基づいた旧らい予防法の廃止経過や廃案となった精神保健福祉法改正案における措置入院制度の在り方等の議論を踏まえ、慎重な運用がなされなければなりません。

ワクチン接種については、政府において準備作業が精力的に進められていると考えますが、自治体では、会場や医療従事者の確保、ワクチンの管理方法、接種の優先順位、接種券の送付、アナ

フィラキシーショックが生じた際の緊急対応、ディープフリーザーやその電源確保、中山間地域や移動困難者への対応など、不安が山積しています。

法定受託事務である以上、実施主体となる市町村の接種体制整備に向けて、国が責任を持つて自治体に対応し、十分な財政支援を行うことが求められます。

ワクチン接種には自己決定権が尊重され、その判断によって差別などが引き起こされてはなりません。ワクチンの確保状況や具体的な供給時期、副反応情報や安全性、有効性などの情報については速やかな公表を求めます。

昨日、緊急事態宣言が十都府県で延長され、基本的対処方針が改定されました。その影響は日本全国に及び、ますます国民生活や事業者者に御不便、御苦労をお願いすることになります。

今、必要なのは、徹底した感染封じ込めのための取組と十分な補償と給付です。市中にウィルスが蔓延する中で経済を回していくウィズコロナではなく、ウィルスの収束に向けたゼロコロナを目指すときです。立憲民主党と自民党で確認をした事業規模に応じた支援の在り方、飲食店以外の事業者への十分な補償措置等の支援措置とともに、国民生活を守るための更なる財政支援について、党としても具体的に提案していきますので、政府はしっかりと受け止めてください。

立憲民主党は、誰一人取り残さない政治、個人を尊重する政治を実現するために全力を尽くしてまいります。私たち政治家は、新型ウィルス感染症の収束に向け、国民とともにこの危機を克服していこうではありませんか。

以上、申し述べて、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 柴田巧さん。

(柴田巧君登壇、拍手)

○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。

私は、党を代表して、ただいま議題となりました新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論をいたします。

まず冒頭、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りすることにも、御遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げます。また、今まさに入院、療養されている方々にはお見舞いを申し上げます。

さて、私たち日本維新の会は、昨年一月二十三日という極めて早い段階で、数ある政党の中で真っ先に新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、政府、与野党による緊急立法協議会の設置と、新型コロナウイルス特措法の速やかな改正を求める緊急提言を取りまとめました。

このように、我が党は、一回目の緊急事態宣言発出前から特措法の改正を強く主張してきました。というのも、この特措法には法律の不備が多々あるからです。是正しなければ、不備が踏襲をされ、感染拡大防止の効果が上がりません。したがって、本来ならば、今般の緊急事態宣言を発令する前に、対策に実効性を持たせるための特措法の見直しを行うべきでありました。

私たちの要請を受けて、昨年末にようやく政府・与野党が重い腰を上げ、与野党間での修正協議を経て、審議が行われることになりました。遅きに失したとはいえ、改正に向けて歩み出したことは、感染終息に向けた確かな第一歩であります。

また、改正案の随所に私たちの提言が盛り込まれたことも評価をしています。その上で、残された課題にも言及しつつ、今後の対策の強化を求めたいと存じます。

今般の改正では、国と都道府県の役割分担の明確化が図られました。

コロナ対策の肝は、現場の指揮官である知事に大幅な権限をまます与えることです。何といっても地域の実情や感染状況、医療体制の逼迫状況を最も分かっているのは知事です。それゆえ、私たちは繰り返し知事権限強化を要望してきたわけですが、改正案にはそれが反映をされています。

まずは、まん延防止等重点措置です。

私どもは、政府に対し、緊急事態宣言前の段階でも知事が実効的なクラスター対策を講じるため、立入検査の規定、営業停止命令違反等に対する罰則規定、さらには営業停止命令を受けた事業者に対する相当額の補償金を交付する旨の規定を設けるべきと提言をしてきました。やはり、より速やかに現場の判断でこのような措置をとることが感染状況の深刻化を防ぎ、全国的な蔓延を防ぐことになるのは間違いないと思います。

改正案では、緊急事態宣言の前段階として、総理が対象地域を指定し、知事に事業者らへの休業や営業時間短縮の命令を認めるまん延防止等重点措置が新たに設けられました。これにより、対象地域の知事に感染対策の権限が幅広く与えられ、より迅速かつ効果的に感染抑制を図ることができそうです。

私どもは、引き続き地域の実情に応じて知事がより効果的な感染防止対策を展開できるようにすべく、政府に対して提言、提案をし続けていきたいと存じます。

また、私たちは、今般の改正に当たり、医療提供体制に係る知事権限の強化に資するよう、感染症法十六条の二に医療機関を追加する条文修正を提案し、政府・与野党と合意をいたしました。諸外国に比較してベッド数はあるものの、病床が逼迫し、入院待機中に自宅で亡くなる方が増え

ています。このようなことが起こるのは、緊急時、非常時に分散している医療資源を適切な形で再配置できないところにあります。

我が国には、コロナ対応をしていない医療機関や医療従事者がたくさんいます。その人たちにいか協力してもらうかが重要なポイントです。そのためには、医療機関を対象として、コロナ患者の受入れや医療従事者の派遣といった医療等実施を知事が要請、指示、さらには命令ができるようにすべきです。

このような私たちの提言を受け、さきに述べたように、感染症法十六条の二に医療機関を追加することができました。このことによって、コロナ患者の病床が確保され、救われる命が増えることにつながることを期待をしたいと思っています。

なお、コロナ患者の入院確保を図るには、医療機関が受け入れる環境を整えることも肝要です。そのためには、コロナ感染者に対する医療提供に係る損失補償の規定、特措法六十二条の二項、損害補償の規定、同じく特措法の六十三条の一項を抜本的に拡充し、医療機関が要請、指示、命令に応じてコロナ感染者に医療を提供する場合には、医療機関に対して赤字補填、金融モラトリアムなどの十分な経営保障を行う必要があると考えています。

政府は、医療機関の経営保障に踏み込むことを現段階ではちゅうちょしていますが、緊急時、非常時には不可欠な支援策であると、このことを指摘をしておきたいと思っています。

さて、私どもは、感染防止には要請、指示、命令と補償はセットであるべきと常々申し上げてきました。

当初の政府案では、国や地方自治体は、要請に応じ休業した事業者への支援は努力規定でしたが、与野党協議を経て、必要な財政上の措置を講

ずると義務規定に修正をされました。やはり、要請、指示、命令と補償がそろってこそ実効性が上がることは間違いありません。

ただ、今般の緊急事態宣言を受けて示された時短協力金は一日当たり六万円、三十日で百八十万円ということに対しては、収益などを考慮せず一律の金額を給付する仕組みに不公平感が出ています。一日六万円は、確かに小さな飲食店は救済可能かもしれませんが、大きな店舗は不可能です。当面、一律補償はやむを得ないとは考えますが、

緊急事態宣言が延長されるならば、早晩、前年の売上げや利益の規模に応じた金額を交付する仕組みを構築する必要があります。デジタル技術を活用し、税務情報等と連携をすれば不可能ではないはずです。早急に取り組むことを求めます。

ところで、補償の必要性をめぐっては、憲法に定める公共の福祉の範囲内の制約であって、事業者側からいえば受忍限度の範囲内と捉えるべきとの指摘が政府・与党内にあります。

しかし、施設使用の制限等の要請が、これに応じた事業者には大きな負担を生じさせるものであることに加え、感染拡大防止のためには、多くの事業者がこうした要請を行わざるを得ないことを考慮すれば、要請に応じた事業者には十分な補償を行うことが極めて重要であります。このことを我が党は強く申し上げておきます。

なお、改正案の成立後は、現下の第三波の終息に全力を挙げるとともに、次なる有事への対応と準備に万全を期していかなければなりません。

これまで述べてきた課題に加え、新型コロナウイルス感染症法上の位置付けの見直し、ワクチン接種実施とマイナンバーの活用、有事にあっても国民生活を保障できる頑強なセーフティネットの在り方などがそうです。改めて政府に求めておきます。

最後に、私たち日本維新の会は、これからも引き続き前例にとらわれない大胆な政策を積極果敢に打ち出し、この未曾有の国難を未来に向けた大いなるチャンスに変える先頭に立つていくことを申し上げて、私の賛成討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十八分散会

出席者は左のとおり。

議長	山東 昭子君
副議長	小川 敏夫君
議員	伊藤 岳君
	武田 良介君
	柳ヶ瀬裕文君
	大門実紀史君
	田村 智子君
	紙 智子君
	山下 芳生君
	清水 貴之君
	市田 忠義君
	石井 章君
	松沢 成文君
	音喜多 駿君
	梅村みずほ君
	岩渕 友君
	吉良よし子君
	山添 拓君
	片山 大介君
	倉林 明子君
	浅田 均君
	井上 哲士君
	東 徹君
	小池 晃君
	室井 邦彦君
	鈴木 宗男君
	熊野 正士君
	宮崎 勝君

安江 伸夫君	高橋 光男君	石井 苗子君	竹内 真二君	高瀬 弘美君	伊藤 孝江君	里見 隆治君	河野 義博君	矢倉 克夫君	中西 祐介君	若松 謙維君	横山 信一君	山本 博司君	竹谷とし子君	中西 健治君	谷合 正明君	西田 実仁君	岡田 直樹君	元榮太一郎君	佐藤 啓君	小野田紀美君	三浦 靖君	宮島 喜文君	舞立 昇治君	三宅 伸吾君	堀井 巖君	羽生田 俊君	渡辺 猛之君	石井 正弘君	大家 敏志君	石井 浩郎君	宮沢 洋一君	野村 哲郎君	磯崎 仁彦君	宇都 隆史君	有村 治子君	櫻井 充君	高木かおり君	下野 六太君	塩田 博昭君	梅村 聡君	三浦 信祐君	柴田 巧君	佐々木さやか君	杉 久武君	平木 大作君	新妻 秀規君	石川 博崇君	片山虎之助君	浜田 昌良君	山本 香苗君	秋野 公造君	江島 潔君	山口那津男君	松川 るい君	中西 哲君	こやり隆史君	朝日健太郎君	山田 太郎君	藤木 眞也君	三木 亨君	宮本 周司君	馬場 成志君	藤川 政人君	赤池 誠章君	高階恵美子君	上野 通子君	山谷えり子君	藤井 基之君	松村 祥史君	三原じゅん子君	岩井 茂樹君	増子 輝彦君	橋本 聖子君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------

野上浩太郎君	寺田 静君	平山佐知子君	岩本 剛人君	清水 真人君	進藤金日子君	森屋 宏君	吉川ゆうみ君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	石田 昌宏君	大野 泰正君	山田 俊男君	森 まさこ君	西田 昌司君	水落 敏栄君	牧野たかお君	二之湯 智君	世耕 弘成君	武見 敬三君	高良 鉄美君	伊波 洋一君	渡辺 喜美君	宮崎 雅夫君	小川 克巳君	今井絵理子君	山田 宏君	足立 敏之君	滝沢 求君	島村 大君	古賀友一郎君	酒井 庸行君	佐藤 正久君	藤末 健三君	松下 新平君	片山さつき君	水岡 俊一君	松山 政司君	須藤 元気君	安達 澄君	加田 裕之君	徳茂 雅之君	自見はなこ君	山田 修路君	阿達 雅志君	山下 雄平君	柘植 芳文君	高橋 克法君	太田 房江君	長谷川 岳君	丸川 珠代君	石井 準一君	末松 信介君	青木 一彦君	中川 雅治君	関口 昌一君	岡田 広君	嘉田由紀子君	ながえ孝子君	高橋はるみ君	本田 顕子君	青山 繁晴君	そのだ修光君	和田 政宗君	滝波 宏文君	高野光二郎君	北村 経夫君	上月 良祐君	古川 俊治君	佐藤 信秋君	山本 順三君	猪口 邦子君	福岡 資麿君	金子原二郎君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

鶴保 庸介君	林 芳正君	尾辻 秀久君	浜田 聡君	塩村あやか君	岸 真紀子君	石川 大我君	横沢 高徳君	小沢 雅仁君	勝部 賢志君	宮沢 由佳君	森本 真治君	真山 勇一君	難波 奨二君	江崎 孝君	吉川 沙織君	牧山ひろえ君	蓮 舫君	森 ゆうこ君	芝 博一君	福島みずほ君	長浜 博行君	田村 まみ君	芳賀 道也君	浜口 誠君	磯崎 哲史君	古賀 之士君	川合 孝典君	小西 洋之君	足立 信也君	有田 芳生君	小林 正夫君	木村 英子君	国務大臣	国務大臣	西村 康稔君	衛藤 晟一君	山崎 正昭君	中曽根弘文君	小沼 巧君	田島麻衣子君	石垣のりこ君	打越さく良君	森屋 隆君	熊谷 裕人君	木戸口英司君	杉尾 秀哉君	吉田 忠智君	斎藤 嘉隆君	徳永・エリ君	田名部匡代君	川田 龍平君	青木 愛君	白 眞敷君	那谷屋正義君	福山 哲郎君	郡司 彰君	鉢呂 吉雄君	伊藤 孝恵君	矢田わか子君	舟山 康江君	上田 清司君	浜野 喜史君	榎葉賀津也君	石橋 通宏君	大塚 耕平君	野田 国義君	柳田 稔君	船後 靖彦君
--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

令和三年二月三日 参議院会議録第六号 議長の報告事項 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案

議長の報告事項

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

今井絵理子君

補欠

宮島 喜文君

(国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

石川 博崇君

田村 智子君

山添 拓君

塩田 博昭君

伊藤 岳君

市田 忠義君

総務委員

辞任

伊藤 岳君

補欠

田村 智子君

法務委員

辞任

市田 忠義君

補欠

山添 拓君

厚生労働委員

辞任

塩田 博昭君

倉林 明子君

補欠

石川 博崇君

武田 良介君

国土交通委員

辞任

武田 良介君

補欠

倉林 明子君

予算委員

辞任

宮島 喜文君

補欠

岡田 直樹君

決算委員

辞任

岡田 直樹君

補欠

今井絵理子君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外一名発議)(参第一号)

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外一名発議)(参第三号)

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(東徹君外一名発議)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(石井章君外一名発議)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外一名発議)(参第九号)

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

地方自治法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外一名発議)

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(浅田均君外一名発議)

日本たばこ産業株式会社等の完全民営化等に関する法律案(松沢成文君外一名発議)

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(片山大介君外一名発議)

公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(片山大介君外一名発議)

新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案(音喜多駿君外一名発議)

国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(浅田均君外一名発議)

森林法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員平山知子君提出大学における成績評価及び卒業認定に関する質問に対する答弁書(第六号)

参議院議員小西洋之君提出新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の都道府県知事の医療関係者への要請等の解釈に関する質問に対する答弁書(第七号)

同日内閣を経由して新型コロナウイルス感染症対策本部から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第三項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更についての報告を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。
新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第六号) 審査報告書

審査報告書

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年二月三日

内閣委員長 森屋 宏

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、当該感染症に係る対策の推進を図るため、営業時間の変更の要請等を内容とする新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を創設し、併せて新型インフルエンザ等緊急事態措置において施設の使用制限等の要請に応じない者に対する命令を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認め

る。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 まん延防止等重点措置を公示する際に満たすべき要件について、新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言したステージⅣからⅥ、六つの指標及び目安との関係などを含め、あらかじめ客観的な基準を示すこと。

二 まん延防止等重点措置の公示については、あらかじめ学識経験者の意見を聴いた上で行うこととし、国会へその旨及び必要な事項について速やかに報告すること。また、まん延防止等重点措置の公示期間の延長、区域変更、又は解除についても同様とすること。

三 まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言等」という。)について、都道府県知事からの要請を受けた場合は、当該要請を最大限尊重し、速やかに検討するとともに、要請に応じない場合は、当該要請を行った都道府県知事に対し、その旨及びその理由を示すこと。また、緊急事態宣言等の延長、区域変更、又は解除についても同様とすること。

四 まん延防止等重点措置の実施に当たっては、緊急事態措置以上に、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとすること。また、「まん延を防止するために必要な措置」とは、主として営業時間の変更及びみだりに出入りしないことの要請であり、営業時間の変更を超えた休業要請、イベントなどによる施設の使用停止、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第四十五条第一項と同様の全面的な外出自粛要請等は含まないこと。

五 まん延防止等重点措置においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限とすることについて、緊急事態措置における場合より一層配慮すること。また、適用できない「正当な理由」が認められる場合を、具体的なケースを含めガイドラインで明確に示すこと。

六 緊急事態措置における命令及び過料を適用できない「正当な理由」が認められる場合を、具体的なケースを含めガイドラインで明確に示すこと。

七 まん延防止等重点措置又は緊急事態措置(以下「緊急事態措置等」という。)に係る要請・命令の公表は、感染拡大防止の観点から逆効果になったり、誹謗中傷行為等が起きたりしないよう、その影響に配慮すること。

八 緊急事態措置等に係る立入検査の実施に当たっては、原則として立入先の同意を得て行うこととし、同意が得られない場合も物理力の行使等は行わないこと。

九 罰則・過料の適用に当たっては、国民の自由と権利が不当に侵害されることのないよう、慎重に運用すること。さらに、不服申立てその他救済の権利を保障すること。

十 入院拒否等に対する過料の適用については、本法に基づく入院勧告から措置に至る全ての手続を丁寧かつ十分に行うとともに、入院困難の理由に対する相談・支援を十分に尽くした上で、慎重に対応すること。また、その際には、現場で円滑に運用がなされるよう、その手順などを分かりやすく示すとともに、適用についての具体例など、適用の適否の判断材料をできる限り明確に示すこと。また、宿泊施設や居宅の場合も含め、本人、その子供や高齢者などの生活維持に配慮するとともに、必要な対応を行うこと。

十一 積極的疫学調査の拒否等に対する過料の適用については、PCR等の検査拒否や陽性結果の秘匿につながるおそれや保健所の対応能力・事務負担等も踏まえ、慎重に行うこととし、現場で円滑に運用がなされるよう、その手順などを分かりやすく示すとともに、適用についての具体例など、適用の適否の判断材料をできる限り明確に示すこと。

十二 国及び地方自治体は、かつてハンセン病や後天性免疫不全症候群等の患者等に対するいわれなき差別や偏見が存在したことを重く受け止め、国民は何人に対しても不当な差別的取扱い等を行ってはならないことを明確にし、悪質な差別的取扱い等を行った者には法的責任が問われ得ること等も含めて周知を徹底するとともに、不当な差別的取扱い等を受けた者に対する相談支援体制の整備など、万全の措置を講ずること。

十三 特措法第六十三条の二に基づく「必要な財政上の措置その他の必要な措置」は、同法第二十四条第九項、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る要請に応じた事業者に対しては確実に行うものとする。また、これらの要請に伴う支援については、要請に応じたことのみならず、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることにも配慮しつつ、要請に十分な理解と協力を得られるようにするため、必要な支援となるよう努めること。

十四 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により所得が減少している国民並びに協力事業者以外も含めた事業者及びその雇用する労働者に対し、生活及び事業継続等が可能となるよう万全の財政・金融政策を講ずること。

十五 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う自殺が増加していることから、地方自治体と連携し、自殺の原因となり得る事由に対応した効果的な対策を講ずること。

十六 国及び都道府県は、感染者のための病床等を確保するため、地方自治体及び医療機関等との連携や協力に応じる医療機関への費用、収入

等経営状況を踏まえた財政的な支援など必要な措置を講ずること。また、都道府県知事が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに特措法第二十四条及び第三十一条に基づき必要な要請等を行えるものと解釈すること。さらに、正当な理由がなく勧告に従わない場合の医療関係者等の公表は、医療機関等の事情も考慮し、慎重に行うこと。また、病床等の確保のために既に入院・通院状態にある患者が転院や主治医の交代等を余儀なくされる場合には、精神面でのケアを含め、患者の負担に十分に配慮すること。

十七 国、都道府県、保健所設置市等の間の情報連携の強化に当たっては、患者等のプライバシーが侵害されることのないよう、個人情報保護法及び関係者による閲覧を必要最小限とすること。また、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(H E R - S Y S)の入力作業の効率化に向けたシステム更改等、負担軽減のための措置を講ずること。

十八 医療機関、介護施設、障害者支援施設等の職員等に対する検査を徹底するとともに、エッセンシャルワーカーや通勤などで感染不安を持つ国民を含め社会経済活動のための検査が希望に応じて速やかに受けられるよう、検査体制の強化に努めるとともに環境整備を進めること。

十九 濃厚接触者の調査を効果的に実施し、必要な検査を幅広く実施するとともに、濃厚接触者の自宅待機などに対するフォロー体制に万全を期すこと。

二十 約二週間ごとに変異する新型コロナウイルスに対して、現在流行している変異株を把握し対処するため、ゲノム分子疫学調査(全ゲノムシーケンシング)の実施頻度を高め、速やかに公表すること。また、我が国における対策に大きな影響を及ぼし得る新型コロナウイルスの変異

二十一 感染症研究に係る国の機関の人員及び予算の十分な確保を含め、その体制を強化すること。また、地方衛生研究所については、新型コロナウイルス感染症対策における位置付けを明確化し、国立感染症研究所及び保健所との連携を強化すること。

二十二 新型コロナウイルスに係るワクチン接種を希望する国民に迅速かつ安全・円滑に実施できよう、副反応情報や、審議会の議事録等の速やかな公表など安全性及び有効性その他の接種の判断に必要な情報を徹底して公表することともに、住民票の住所地以外に住む者(例えば、単身赴任者や学生、ホームレス等)が現在地で、ワクチン接種ができるようにすること。また、地方自治体の接種体制整備に対し人材や財や財政措置を含む国による最大限の支援を行うとともに、国内に居住する外国人に対しても接種機会を確保し、必要な支援を行うこと。なお、審議会の議事録については、可能な限り早急に公表するとともに、当該ワクチンの接種が開始される前に必ず情報を開示し、その情報に基づく接種判断が行われるよう確保すること。

二十三 まん延防止等重点措置が設けられること等により、地方自治体においても行動計画の見直し等の対応が必要となることから、特措法の運用指針等を速やかに定め、公表するとともに、運用・解釈に関する地方自治体からの質問に対して迅速かつ誠実に回答すること。

二十五 新型インフルエンザ等の感染拡大に伴う諸課題の共有・解決に向け、与野党に対して必要な情報提供を適時、適切に行うとともに、与野党の意見を尊重して感染症対策の実施に当たること。

二十六 新型インフルエンザ等の感染拡大により緊急事態宣言等の決定に至り得る場合においては、会議録等の経過記録及び科学的根拠となるデータの保存に万全を期し、国民への説明責任を果たすとともに、海外の関係機関との情報共有を行い、今後の感染症対策のために活用できるようにすること。

二十七日、令和二年五月の緊急事態解除宣言の時期の妥当性など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する政府のこれまでの対応について、今後の政府の対応に活用するために、第三者の立場から、客観的、科学的に検証し、その結果を公表すること。

二十八 今次法改正の実施状況を検証するとともに、前項の検証結果も合わせ、法制度面も含め必要な見直しを行うこと。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
令和三年二月一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

(小字及び——は衆議院修正)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律

(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正)

第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の三」に
第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置
を「第三章の二 新型インフルエンザ等まん延
第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措
防止等重点措置（第三十一条の四―第三十一
条）」に改題する。

(六)に、「第六章 雑則(第七十一条―第七十五条)」を「第五章の二 新型インフルエンザ等 第六章 雑則(第七十一条―第七十五条)」として、対策推進会議(第七十条の二―第七十条の十)「

に、「第七十八条」を「第八十一条」に改める。

第一条中「おける措置」の下に「、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」を加える。

第二條第一号中「及び同条第九項」を「第六條第二項第二号イ及び第十四条において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）、感染症

法第六條第八項に規定する指定感染症(第十四條の報告に係るものに限る。)及び感染症法第六條第九項に改め、「限る」の下に「。第十四條において単に「新感染症」という」を加え、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置 第三十一条の四第一項の規定による公示がされた時から同条第四項の規定により同条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体がこの法律の規定により実施する措置をいう。

第四条第一項中「予防」の下に「及び感染の拡大の防止」を加える。

第六條第二項第二号イ中「感染症法第六條第七項に規定する」を削り、「のインフルエンザ」を「感染性の疾病」に改め、同条第五項中「感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者」を「第七十條の二の新型インフルエンザ等対策推進會議」に改める。

第七条中第八項を削り、第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第八条第七項中「第六条第五項及び前条第七項」を「前条第三項及び第八項」に改める。

第九条第五項中「第七条第七項」を「第七条第八項」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。）及び他人に対して差別的取扱い等を行うことを要求し、依頼

し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者（以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。）の人權が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為

三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

第十四条中「又は」を「若しくは」に、「新型インフルエンザ等」を「新型インフルエンザ等感染症若しくは新感染症」に改め、「とき」の下に「又は感染症法第六条第八項に規定する指定感染症が、当該疾病にかつた場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものと認めたとき」を加え

る。

第十七条第二号中「第二十条第一項」の下に「第三十一条の五」を加える。

第十八条第四項中「感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者」を「第七十条の二の新型インフルエンザ等対策推進会議」に改める。

第二十一条第一項中「若しくは感染症法」の下に「第六条第八項若しくは」を加える。

第二十九条第五項中「診療所若しくは」の下に「感染症法第四十四条の三第二項若しくは第五十条の二第二項に規定する」を加える。

第三章中第三十一条の次に次の二条を加える。

(臨時の医療施設等)

第三十一条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設(第四項において「医療施設」という。)であつて都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条、次条及び第四十九条において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条第一項及び第二項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の

設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

4 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)
第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景觀法(平成十六年法律第一百十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定は都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について、建築基準法第

八十七条の第三項本文、第三項及び第四項の規定は都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の医療施設として使用する場合における当該臨時の医療施設について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十五

条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、「非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。

第八十七条の第三第一項において同じ。」とあるのは「都道府県の区域」と、同項及び同法第八十七条の第三第一項中「その災害が発生した日から一月以内」とあるのは「同法第二十一条

第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間」と、同項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、「非常災害区域等」とあるのは「都道府県の区域」と、景観法第七十七条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と

と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「都道府県の区域」と、「その災害が発生した日から一月以内」とあるのは「同法第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間」と読み替えるものとする。

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。

都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第七条第一項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修修了歯科医師でない者で都道府県の区域内において診療所を開設したものが、第十五条第一項の規定によ

り同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間における患者等に対する医療の提供を行うことを目的として、同法第七条第二項の規定による許可を受けなければならぬ事項の変更をしようとする場合については、当該医療の提供を行う期間（六月以内の期間に限る。）に限り、同項の規定は、適用しない。

前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事（診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならぬ。

（臨時の医療施設を開設するための土地等の使用）

施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条、第四十九条及び第七十二条第三項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置

（新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等）

第三十一条の四 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域
- 三 当該事態の概要
- 2 前項第一号に掲げる期間は、六月を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等の発生の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区

域を変更することが必要であると認めるときは、更に六月を超えない範囲内において当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をするものとする。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

4 政府対策本部長は、第一項の規定による公示をした後、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、同項に規定する事態が終了した旨を公示するものとする。

5 政府対策本部長は、第一項又は第三項の規定による公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

6 都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る第一項、第三項又は第四項の規定による公示を行うよう要請することができる。

（政府対策本部長の指示）
第三十一条の五 政府対策本部長は、前条第一項に規定する事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、都道府県（その区域の全部又は一部が前条第一項第二号に掲げる区域内にある都道府県に限る。以下この章において同じ。）の知事（以下この章において「都道府県知事」という。）に対し、必要な指示をすることができる。この場合においては、第二十条第三項及

び第四項の規定を準用する。

（感染を防止するための協力要請等）

第三十一条の六 都道府県知事は、第三十一条の四第一項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第二号に掲げる区域（以下この条において「重点区域」という。）における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

2 都道府県知事は、第三十一条の四第一項に規定する事態において、当該都道府県の住民に対し、前項の当該都道府県知事が定める期間及び区域において同項の規定による要請に係る営業時間以外の時間に当該業態に属する事業が行われている場所にみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

3 第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、都道府県知事は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があると認めるときに限

り、当該者に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定による要請又は前項の規定による命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による要請又は第三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。

第三十二条第一項中「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。」を削る。

第四十五条第二項中「の期間」の下に「並びに発生の状況」を、「次項の下に」及び第七十二条第二項を加え、同条第三項中「指示する」を「命ずる」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「指示」を「命令」に改め、「遅滞なく」を削り、「公表しなければならぬ」を「公表すること」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定による要請又は前項の規定による命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第四十八条を次のように改める。
第四十八条 削除

第四十九条の見出し中「土地等」を「新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設を開設するための土地等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「特定都道府

県知事が新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設を開設するため土地等を使用する必要があると認める」に改め、「ないのに」の下に「第三十一条の三の」を加え、「同項」を「同条」に改め、同項を同条とする。

に「市町村」に改める。

第六十九條第一項中「第四十八條第一項」を「第三十一条の二第一項」に改める。

第七十條の見出しを「国の財政上の措置等」に改め、同条に次の一項を加える。

第六十二條第一項中「第二十九條第五項」の下に「第三十一条の三」を加える。

2 国は、前条及び前項に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六十三條の次に次の一条を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第六十三條の二 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものとする。

第五節の二 新型インフルエンザ等対策推進会議

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいて医療の提供体制の確保を図るため、新型インフルエンザ等対策に協力する病院その他の医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第七十條の二 新型インフルエンザ等対策の推進を図るため、内閣に、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

第六十五條中「除き」の下に「、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を加える。

第七十條の三 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

第六十八條の見出し中「特定市町村長が特定都道府県知事」を「市町村長が都道府県知事」に改め、同条第一項中「特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八條第二項」を「都道府県は、都道府県知事が第三十一条の二第二項」に、「特定市町村長」を「市町村長」に、「特定都道府県が」を「都道府県が」に、「特定市町村

一 第六條第五項又は第十八條第四項の規定により内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べることを。

第六十八條の見出し中「特定市町村長が特定都道府県知事」を「市町村長が都道府県知事」に改め、同条第一項中「特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八條第二項」を「都道府県は、都道府県知事が第三十一条の二第二項」に、「特定市町村長」を「市町村長」に、「特定都道府県が」を「都道府県が」に、「特定市町村

二 前号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策について調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べることを。

第六十八條の見出し中「特定市町村長が特定都道府県知事」を「市町村長が都道府県知事」に改め、同条第一項中「特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八條第二項」を「都道府県は、都道府県知事が第三十一条の二第二項」に、「特定市町村長」を「市町村長」に、「特定都道府県が」を「都道府県が」に、「特定市町村

（組織）

第七十條の四 会議は、委員三十五人以内をもって組織する。

第六十八條の見出し中「特定市町村長が特定都道府県知事」を「市町村長が都道府県知事」に改め、同条第一項中「特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八條第二項」を「都道府県は、都道府県知事が第三十一条の二第二項」に、「特定市町村長」を「市町村長」に、「特定都道府県が」を「都道府県が」に、「特定市町村

（委員）

第七十條の五 委員は、感染症に関して高い識見を有する者その他の学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第六十八條の見出し中「特定市町村長が特定都道府県知事」を「市町村長が都道府県知事」に改め、同条第一項中「特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八條第二項」を「都道府県は、都道府県知事が第三十一条の二第二項」に、「特定市町村長」を「市町村長」に、「特定都道府県が」を「都道府県が」に、「特定市町村

2 委員は、非常勤とする。

第六十八條の見出し中「特定市町村長が特定都道府県知事」を「市町村長が都道府県知事」に改め、同条第一項中「特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八條第二項」を「都道府県は、都道府県知事が第三十一条の二第二項」に、「特定市町村長」を「市町村長」に、「特定都道府県が」を「都道府県が」に、「特定市町村

（議長）

第七十條の六 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

第六十八條の見出し中「特定市町村長が特定都道府県知事」を「市町村長が都道府県知事」に改め、同条第一項中「特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八條第二項」を「都道府県は、都道府県知事が第三十一条の二第二項」に、「特定市町村長」を「市町村長」に、「特定都道府県が」を「都道府県が」に、「特定市町村

2 議長は、会務を総理する。

第六十八條の見出し中「特定市町村長が特定都道府県知事」を「市町村長が都道府県知事」に改め、同条第一項中「特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八條第二項」を「都道府県は、都道府県知事が第三十一条の二第二項」に、「特定市町村長」を「市町村長」に、「特定都道府県が」を「都道府県が」に、「特定市町村

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第六十八條の見出し中「特定市町村長が特定都道府県知事」を「市町村長が都道府県知事」に改め、同条第一項中「特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八條第二項」を「都道府県は、都道府県知事が第三十一条の二第二項」に、「特定市町村長」を「市町村長」に、「特定都道府県が」を「都道府県が」に、「特定市町村

（事務）

第七十條の七 会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

第六十八條の見出し中「特定市町村長が特定都道府県知事」を「市町村長が都道府県知事」に改め、同条第一項中「特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八條第二項」を「都道府県は、都道府県知事が第三十一条の二第二項」に、「特定市町村長」を「市町村長」に、「特定都道府県が」を「都道府県が」に、「特定市町村

第七十條の八 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

第六十八條の見出し中「特定市町村長が特定都道府県知事」を「市町村長が都道府県知事」に改め、同条第一項中「特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八條第二項」を「都道府県は、都道府県知事が第三十一条の二第二項」に、「特定市町村長」を「市町村長」に、「特定都道府県が」を「都道府県が」に、「特定市町村

（資料の提出その他の協力）

第七十條の九 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第七十條の十 この法律に定めるもののほか、会議に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十一條第一項中「第四十九條第二項」を「第四十九條」に改める。

第七十二條第五項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「特定都道府県」を「都道府県」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二

項中「特定都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「特定都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、「長は、」の下に「第三十一条の三若しくは」を加え、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

都道府県知事は、第三十一条の六第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定による要請を受けた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、第四十五條第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第二項の規定による要請を受けた施設管理者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該要請に係る施設若しくは当該施設管理者等の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第七十三條中「第四十八條第七項」を「第三十一条の二第七項」に改める。

第七十六條中「搬出した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第七十七條中「第七十二條第一項」を「第七十二条第三項」に、「第二項」を「第四項」に改め、「した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

本則に次の三條を加える。

第七十九條 第四十五條第三項の規定による命

令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第八十条

次各号のいずれかに該当する
第三十一条の六第三項の規定による

命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十一条の六第三項の規定による命令に違反したとき。

二 第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第八十一条

第七十二条第一項若しくは第二項

の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則第一条の二を削る。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二章 費用負担(第五十七條、第六十三條)」を「第十二章 感染症及び病原体等に関する調査及び研究(第五十六條の三十三條、第六十三條)」に、「第十三章」を「第十四章」に、「第十四章」を「第十五章」に○改める。

第六条第三項第六号中「新型コロナウイルスエンザ等感染症」の下に「第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症及び同項第四号に掲げる再興型新型コロナウイルス感染症を除く。第六項第一号及び第二十三項第一号において同じ。」を加え、同条第七項に次の二号を加える。

三 新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなった新型コロナウイルスを病原体とする感染症であつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的大規模な急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう)。

四 再興型新型コロナウイルス感染症(かつて世界的規模で流行した新型コロナウイルスを病原体とする感染症であつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして、厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的大規模な急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう)。

第七條第一項中「第十二章及び第十三章」を「第十三章及び第十四章」に改める。
第九條第三項中「五年」を「六年」に改める。
第十二條第一項中「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等」という。)にあつては、その長。以下この章(次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四條第一項及び第六項、第十四條の二第一項及び第八項並びに第十五條第九項を除く。)において同じ。」を加え、同条第三項中「その管轄

する区域外に居住する者」を「次の各号に掲げる一に、その者の居住地を管轄する都道府県知事を当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。
一 その管轄する区域外に居住する者 当該者の居住地を管轄する都道府県知事(その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事)
二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長
第十二條第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「及び第三項」を「から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。
4 前二項の規定は、保健所設置市等の長が第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事(次項各号において「管轄都道府県知事」という。)」と、前項第一号及び第二号中「その管轄する」とあるのは「管轄都道府県知事の管轄する」と、同号中「保健所設置市等の長」とあるのは「当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長」と読み替へるものとする。
5 第一項又は第二項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の場合において、これらの規定による届出、報告又は通報(以下この項において「届出等」という。)をすべき者が、当該届出等に代え

て、厚生労働省令で定めるところにより、自ら及び当該届出等を受けるべき者(第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む。)が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)を利用して同一の情報を開覧することができるときは、当該届出等をしたものとみなす。

第十三條第四項中「その管轄する区域外において飼育されていた」を「次の各号に掲げる」に、「動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事」を「各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。
一 その管轄する区域外において飼育されていた動物 当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事(その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その場所を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事)
二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内において飼育されていた動物 当該動物が飼育されていた場所を管轄する保健所設置市等の長

第十三條第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に、「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。
5 前二項の規定は、保健所設置市等の長が第一項又は第二項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事(次項各号において「管轄都道府県知事」という。)」と、前項第一号及び第二号中「その管轄する」とあるのは「管轄都道府県知事の管轄する」と、同号中「保健所設置市等の長」とあるのは「当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長」と読み替へるものとする。
5 第一項又は第二項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の場合において、これらの規定による届出、報告又は通報(以下この項において「届出等」という。)をすべき者が、当該届出等に代え

県知事の管轄する」と、同号中「保健所設置市等の長」とあるのは「当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長」と読み替えるものとする。

6 前条第五項の規定は、第一項並びに第三項及び第四項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の場合について準用する。

第十四条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第十二条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「報告又は通報」とあるのは「又は報告」と、「者（第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第十四条の二中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第十二条第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告又は通報（以下この項において「届出等」という。）」とあるのは「報告」と、「当該届出等」とあるのは「当該報告」と、「者（第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第十五条第十二項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項を第十三項とし、第九項を第十二項とし、同条第八項中「都道府県知事」の下に「及び保健所設置市等の長」次項において

「都道府県知事等」という。を、「厚生労働大臣」の下に「（保健所設置市等の長にあつては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事）」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10¹⁴ 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合として厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を当該他の都道府県知事等に通報しなければならない。

11¹⁵ 第十二条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告」とあるのは「報告」と、「届出等」とあるのは「報告等」と、「者（第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第十五条中第七項を第八項とし、同条第六項中「二類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は」を削り、「よる質問」を「より質問を受け」に改め、「調査」の下に「を求められた者（第七十七条第三号に規定する者を除く。）」は、当該質問又は必要な調査を加え、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、同条

第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

8 都道府県知事又は厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルス等感染症の患者又は新感染症の所見がある者（以下この項において「特定患者等」という。）が第一項又は第二項の規定による当該職員に質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない場合において、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、その特定患者等に対し、当該質問又は必要な調査（第三項第六項において準用される場合、第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合、同条第二項の政令により、同条第一項の期間が延長される場合を含む。）及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。）を含む。）の規定による求めを除く。）に依すべきことを命ずることができる。

9 前項の命令は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかつた場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限のものではない限りではない。

10 都道府県知事又は厚生労働大臣は、第八項の命令をする場合には、同時に、当該命令を受ける者に対し、当該命令をする理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで命令をすべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。

11 都道府県知事又は厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、第八項の命令の後相当の期間内に、当該命令を受けた者に対し、前項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第十五条中第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、感染症の患者を迅速に発見することにより、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、感染症の性質、当該都道府県知事の管轄する区域内における感染症の患者の病状又は数、感染症が発

生している施設又は業務の種類並びに当該種類ごとの感染症の発生及びまん延の状況並びに感染症を公衆にまん延させるおそれその他の事情を考慮して、前項の規定による求めを行うものとする。

第十五条の二第三項中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。

第十五条の三第四項中「第十五条第七項」を「第十五条第八項」に改める。

第十六条の二の見出しを「協力の要請等」に改め、同条中「状況」の下に「並びに病原体等の検査の状況」を、○「医療関係者」の下に「又は病原体等の検査その他の感染症に関する検査を行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関」を加え、同条に次の二項を加える。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による協力の求めを行った場合において、当該協力を求められた者が、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは、同項に定める措置の実施に協力するよう勧告することができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二十二条の二の次に次の一条を加える。
(都道府県知事による調整)

第二十二条の三 都道府県知事は、一類感染症のまん延により当該都道府県知事の管轄する区域の全部又は一部において感染症指定医療機関が不足するおそれがある場合その他当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、保健所設置市等の長、医療機

関その他の関係者に対し、第十九条又は第二十条の規定による入院の勧告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整を行うものとする。

第二十六条中「及び新型コロナウイルスエンザ等感染症」を削り、「こと若しくは当該感染症」を「こと又は当該感染症」に改め、「又は新型コロナウイルスエンザ等感染症の病原体を保有していないこと」を削り、「若しくは当該感染症」を「又は当該感染症」に改め、「又は新型コロナウイルスエンザ等感染症の病原体を保有しているかどうか」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者について準用する。この場合において、第十九条第一項中「患者に」とあるのは「患者（新型コロナウイルスエンザ等感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）の患者にあつては、当該感染症の病状又は当該感染症にかつた場合の病状の程度が重篤化する場合、厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であつて第四十四条の三第二項の規定による協力の求めに応じないものに限る。）に」と、同項及び同条第三項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関」と、第十九条第三項及び第二十条第二項中「特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関」と、第二十一条中「移送しなければならない」とあるのは「移送することができ

る」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十六条の二中「前条」を「前条第一項」に改める。

第三十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県は、前項に定めるもののほか、都道府県知事が第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条若しくは第二十条又は第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者が第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項の規定による協力の求めに応じない者であるときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による負担の全部又は一部をすることを要しない。ただし、当該患者若しくはその配偶者又は民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が第一項の費用の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、この限りでない。

第四十二条第一項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条第三項」を「第三十七条第四項」に改める。

第四十四条の二第一項中「病原体であるウイルスの血清型及び」を「病原体の」に改める。

第四十四条の三の見出し中「協力」を「報告又は協力」に改め、同条第一項中「報告を」の下に「求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を」を加え、同条第二項中「新型コロナウイルスエンザ等感染症の下に（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。第七項において同じ。）」を加え、「前項の規定により報告を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、」を「当

該感染症の患者に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設（当該感染症のまん延を防止するため適当なものとす）厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。同項において同じ。」若しくは「に、」又は「を」若しくは「に」改め、同条第三項中「報告又は」を「報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに」に改め、前二項の規定により」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項又は第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、市町村の長と連携するよう努めなければならない。

7 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、当該都道府県知事が管轄する区域内における新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者の病状、数その他当該感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な宿泊施設の確保に努めなければならない。

第四十四条の四第一項中「から第三十三条までの規定並びに第三十四条」を削り、「第十二章及び第十三章」を「第十三章及び第十四章」に改める。

第四十六条第一項中「、新感染症の所見がある者」の下に「（新感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）の所見がある者にあつては、当該新感染症の病状又は当該新感染症にかつた場合の病状の程度が重篤化するおそれを勘案して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であつて第五十条の二第二項の規定による協力の求めに応じないものに限る。）を加える。

第四十八条の二の次に次の一条を加える。

（都道府県知事による調整）

第四十八条の三 都道府県知事は、新感染症のまん延により当該都道府県知事の管轄する区域の全部又は一部において感染症指定医療機関が不足するおそれがある場合その他当該新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に対し、第四十六条の規定による入院の勧告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整を行うものとする。

第五十条の二の見出し中「協力」を「報告又は協力」に改め、同条第一項中「報告を」の下に「求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を」を加え、同条第二項中「、新感染症の下に（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）」を加え、「前項の規定により報告を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、」を「当該新感染症の所見のある者に対し、当該新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設（当該新感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。）若しくは「に、」又は「を」若しくは「に」改め、同条第三項中「報告又は」を「報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない、前二項の規定により」に改め、同条第四項中「及び第五項」を「から第六項まで」に、「規定は、」を「規定は」に、「第二項」を「第一項又は第二項」に改め、「ついで」の下に「、同条第七項の規定は都道府県知事が第二項の規定により協力を求める場合

この場合において、同条第七項中「新型インフルエンザ等感染症の患者」とあるのは「第五十条の二第二項に規定する新感染症の所見がある者」と、「当該感染症」とあるのは「当該新感染症」と、「宿泊施設」とあるのは「同項に規定する宿泊施設」と読み替えるものとする。

第五十三条第一項中「第十二章及び第十三章」を「第十三章及び第十四章」に改める。

第五十三條の七第一項中「保健所を設置する市又は特別区」を「保健所設置市等」に、「市長又は区長」を「保健所設置市等の長」に改める。

第六十八条第一項中「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

令和三年二月三日 参議院会議録第六号 新型

第七十条中「輸入した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第七十二条中「該当する」の下に「場合には、
○第一号から
当該反行爲をした」を加え、同条○第八号
○までの規定
る。

き。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「者を」とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「者」を」とき。」に改め、同

一 第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十六条において準用する第十九条第一項若しくは第二十条第一項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合）同条第二項の政令

同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この号、次条第二項及び第七十七條において同じ。）若しくは第七十六條第一項の規定による入院の勧告若

二十条第二項若しくは第三項若しくは第二十六條において準用する第十九條第三項若

合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。以下この号において同じ。若しくは第四十六条第

準用する同項（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく

若しくは第二十条第二項若しくは第三項若しくは第四十六条第二項若しくは第三項の規定による入院の措置を実施される者(第二十三条若しくは第二十六条において準用する第二十三条)これらの規定が第七条第

る。）が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかつたとき。

及び第五十三条第一項の規定に基
七条において同じ。」を「準用される場合」に、
づく政令によつて適用される場合（を「以下同じ。」及び第五十

び第七十七条において同じ。)を「を〇を」に
「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の三第
一項若しくは第二項(これらの規定が)に、「第

れる場合を含む。若しくは第五十条の二第二項の規定による「を」若しくは「に」改める。

第七十五条中「該当する」の下に「場合には、

当該違反行為をしたを加え、同条第一号から第五号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第七十七条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十二条第一項を」を「医師が第十二条第一項に、

師を」とき。」に改め、同条第九号中「者を」と
き。」に改め、同条第四号中「者であつて」を「場合において」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「者を」とき。」に改め、同号を同条第九号

き。に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「保健所を設置する市及び特別区」を「保健所設置市等」に、「者」を「とき」に改め、同号を同条第六号から第九号までの規定中「者」を「とき」に改める。

「場合において、」に、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が第十五条第一項若しくは第二項の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）による当該職員の質問に対して正当な理由がななく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなくこれらの規定による当該職員の調査（第十五条第三項（同条第五項において準用される場合、第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）の規定による求めを除く。）を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

第七十九条中「第七十二条まで」を「第七十一条まで、第七十二条（第一号を除く。）」に、「第七十七条第八号若しくは第九号」を「第七十七条第九号若しくは第十号」に改める。

第八十一条を第八十三条とし、第八十条を第八十二条とし、第七十九条の次に次の二条を加える。

第八十条 第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十条第六条において準用する第十九条第一項若しくは第二十条第

一項(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づ

く政令によつて適用される場合を含む。若しくは第四十六条第一項の規定による入院の勧告若しくは第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第二項若しくは第三項若しくは第二十六条において準用する第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第二項若しくは第三項これらの規定が

第七條第二項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第二項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。以下この条において同じ。若しくは第四十六條第二項若しくは第三項の規定による入院の措置による入院した者がその入院の期間(第二十一條第四項若しくは第二十六條において準用する同項)これらの規定が第七條第一

項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。又は第四十六條第四項の規定により延長された期間を含む。中に述べたとき又は第十九條第三項若しくは第五項、第二十條第二項若しくは第三項若しくは第二十六條に

において準用する第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第二項若しくは第三項若しくは第四十六条第二項若しくは第三項の規定による入院の措置を実施される者（第二十三條若しくは第二十六條において準用する第二十二條第三項若しくは第七條第一項の規定に基づく政令によつて定められる場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令に用いられる場合）は、第七條第一項の規定に基づき、

よつて適用される場合を含む。）又は第四十九条において準用する第十六条の第三第五項の規定による通知を受けた者に限る。）が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかつたときは、五十万円以下の過料に処する。

第八十一条 第十五条第八項の規定（第七條第一項の規定に基

規定に基づき政令によつて適用される場合を含む。）による規定に基き、第十五条第一項若しくは第二項の規定を受け、第十五条第一項の規定に基づき、これらの規定が第七十七条第一項の規定に基き、政令によつて適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基き、政令によつて適用される場合を含む。）による当該職員の質問に

に対し正当な理由がなく客弁をせず、若しくは虚偽の客弁をし、又は正当な理由がなくこれらの規定による当該職員を、調査第十五条第三項(同条第六項において準用される場合、第七条第三項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)の規定による求めを除く。)を拒み、

妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過料に処する。

第十四章を第十五章とする。

第六十三条の二中「除く」の下に、「次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

厚生労働大臣は、前項の規定によるほか、
北海道庁長官がその法律告ぐ、またはその法律

者近所県失事がこの法を著し、この法の旨に基づく政令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠つて、いる場合において、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はその全国的かつ急

速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に對し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に

規定する第一号法定受託事務第六十五条及び第六十五条の二において「第一号法定受託事務」という。）に関し必要な指示をすることができる。

改正め、同条第一項中「保健所を設置する市又は特別区」を「保健所設置市等」に、「第三章」を「第十四章」に、「第十四条第一項及び第五項、第十四条の二第一項及び第七項、」を「第二十二条の

(二)に改め、「(結核指定医療機関に係る部分を除く。)」の下に、「第四十四条の第三第七項(第五十一条の二第四項において準用する場合を含む。)」、第四十八条の三を加え、「市長」又は「区長」又は「保健所設置市等の長」に、「市」又は「区」

を「保健所設置市等」に改める。

第六十四条の二中「前条」を「第三章（第十二条第二項及び第三項、第十三条第三項及び第四十四条第一項及び第六項、第十四条の二^{十三}、第十五条及び第八項並びに第十五条第九項を除

め、〔昭和二十二年法律第六十七号〕を削る。

第六十五條第一項中「保健所を設置する市又は特別区」を「保健所設置市等」に改め、「地方自治法第二條第九項第一号に規定する」及び「（次項及び次条において「第一号法定受託事務」とい

う。」を削り、同条第二項中「保健所を設置する市又は特別区の長が」を「保健所設置市等の長が、第三章又は」に改める。

第六十五条の二中「第十二条第四項、同条第五項」を「第十二条第六項、同条第七項」に改

め、「及び第三項の下に」、「同条第七項において準用する同条第四項において準用する同条第二項及び第三項」を加え、「第十六条並びに第十六条の二を」並びに「第十六条」に、「から第三項まで」を、「第二項及び第七項を」、「及び第五

項並びにを「から第六項まで並びに」に、「保健所を設置する市又は特別区」を「又は保健所設置市等」に改める。

第十三章を第十四章とする。

第五十八條第一号中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

第十二章を第十三章とし、第十一章の次に次の一章を加える。

第十二章 感染症及び病原体等に関する

第五十六条の三十九 国は、第十五条の規定に基づく調査の結果その他のこの法律に基づく調査、屈出その他の行為により保有することとなつた情報を活用しつつ、感染症の患者に

対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる感染症の発病の機構及び感染性、感染症にかかった場合の病状並びに感染症の診断及び治療の方法並びに病原体等に関する調査及び研究を推進するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する調査及び研究の成果を適切な方法により感染症の発病の機構及び感染性、感染症にかかった場合の病状並びに感染症の診断及び治療の方法並びに病原体等に関する調査及び研究を行う者、医師その他の関係者に対して積極的に提供するものとする。 3 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究並びに前項の規定による当該調査及び研究の成果の提供に係る事務を国立研究開発法人国立国際医療研究センターその他の機関に委託することができる。 4 厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項に規定する調査及び研究の成果を提供するに当たっては、個人情報保護の保護に留意しなければならない。 (検査法の一部改正) 第三条 検査法(昭和二十六年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。 第二条の二第三項中「前条第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同号」をそれぞれ同条第一号又は第二号に改める。 第十四条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。 三 第二条第二号に掲げる感染症の患者又は当該感染症の病原体に感染したおそれのある者に対し、当該感染症の感染の防止に必要な報告又は協力を求めること。 第十四条第二項中「第三号」を「第四号」に、「第六号」を「第七号」に改める。 第十六条第二項中「又は宿泊施設の下に」(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三第二項に規定する宿泊施設をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。」)を加える。	て同じ。」を加える。 第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。 (「感染を防止するための報告又は協力」) 第十六条の二 第十四条第一項第三号の規定による求めは、第二条第二号に掲げる感染症の患者については、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることにより行う。 2 第十四条第一項第三号の規定による求めは、第二条第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることにより行う。 3 第一項の規定により報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。前二項の規定により協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。 4 第一項の規定による協力の求めに応じない患者に対する第十五条第一項の規定の適用については、同項中「委託して行う。」とあるのは「委託し、又は宿泊施設(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三第二項に規定する宿泊施設をいう。第二号において同じ。)の管理者の同意を得て当該宿泊施設内に収容して行う。」と、同項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、	「同じ。」とあるのは「同じ。」又は宿泊施設とする。 第三十二条第一項中「左に」を「次に」に、「政令の」を「政令で」に改め、同項第一号中「第十四条第一項第三号、第四号又は第六号」を「第十四条第一項第四号、第五号又は第七号」に改める。 第三十四条の二第三項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」を「第十四条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号まで」に改める。 第三十五条中「二に」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改める。 第三十六条中「二に」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第四号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第五号中「第十四条第一項第一号から第三号まで、第六号又は第七号」を「第十四条第一項第一号、第二号、第四号、第七号又は第八号」に、「者」を「とき」に改め、同条第六号中「第十四条第一項第五号」を「第十四条第一項第六号」に、「者」を「とき」に改め、同条第七号から第十一号までの規定中「者」を「とき」に改める。 第三十七条中「二に」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第七号までの規定中「者」を「とき」に改める。 第三十八条中「二に」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改める。	附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法目次の改正規定(第六章 雑則(第七十一条―第七十五条)を「第五章の二 新型コロナウイルスエンザ等対策推進会議(第七十一条―第七十五条)に改める部分に限る。)、同法第六条第五項の改正規定、同法第十八条第四項の改正規定及び同法第五章の次に一章を加える改正規定は、令和三年四月一日から施行する。 (新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法第六条第一項に規定する政府行動計画、同法第七条第一項に規定する都道府県行動計画、同法第八条第一項に規定する市町村行動計画及び同法第九条第一項に規定する業務計画(以下この項において「行動計画等」という。)に定められている第一条の規定による改正前の新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法(以下「旧特措法」という。)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する事項(同条第三項の規定により行動計画等に定められているものとみなされた事項を含む。)は、第一条の規定による改正後の新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法(以下「新特措法」という。)第二条第一号に規定する新型コロナウイルスエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。 2 旧特措法附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る同条第二項の規
--	---	---	--

定により読み替えられた旧特措法第十四条の規定により行われた報告は、新特措法第十四条の規定により行われた報告とみなす。

3 この法律の施行の際現に設置されている旧特措法第十五条第一項に規定する政府対策本部は、新特措法第十五条第一項の規定により設置されているものとみなす。

4 この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)前に旧特措法第三十二条第一項の規定によりされた同項に規定する新型コロナウイルス等緊急事態宣言(当該新型コロナウイルス等緊急事態宣言について、施行日前に同条第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる期間が延長され、又は同項第二号に掲げる区域が変更された場合を含む、施行日前に同条第五項の規定により同項に規定する新型コロナウイルス等緊急事態解除宣言がされた場合を除く。次項において単に「新型コロナウイルス等緊急事態宣言」という。)は、新特措法第三十二条第一項の規定によりされたものとみなす。

5 前項の規定により新特措法第三十二条第一項の規定によりされたものとみなされる新型コロナウイルス等緊急事態宣言のうち、施行日前に旧特措法第三十二条第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる期間が延長されたものについての新特措法第三十二条第四項の延長する期間の算定については、施行日前に旧特措法第三十二条第三項の規定による当該延長が行われる前の同条第一項第一号に掲げる期間の最終日の翌日から起算するものとする。

6 第一項から第四項までに規定するもののほか、施行日前に実施された旧特措法第十八条第一項の規定による基本的対処方針の策定又は変更、旧特措法第四十五条第一項又は第二項の規定による要請その他の旧特措法により実施された措置で、新特措法中相当する規定があるものは、新特措法により実施されたものとみなす。

7 新特措法第四十五条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条第二項の規定による要請(前項の規定により新特措法により実施されたものとみなされるものを除く。)について適用する。

8 施行日前に生じた事由に係る旧特措法第六十九条の規定による国、都道府県及び市町村の負担については、なお従前の例による。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十五条第八項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項又は第二項の規定による当該職員(の質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない特定患者等)同条第八項に規定する特定患者等をいう)について適用する。

2 第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第七十二条第一号の規定は、施行日以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による入院の勧告若しくは入院の措置により入院する者又は施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者(施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受けた者に限る。)について適用する。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十二号)の項中「第十二条第四項、同条第五項を」「第十二条第六項、同条第七項」に改め、「及び第三項」の下に、「同条第七項において準用する同条第四項において準用する同条第二項及び第三項を加え、「第十六条並びに第十六条の二を」「並びに第十六条」に、「から第三項まで」を「第二項及び第七項」に、「及び第五項並びに」を「から第六項まで並びに」に、「保健所を設置する市又は特別区」を「又は保健所設置市等」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第六条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第三十号中「臨時の医療施設における医療の提供並びに」を削り、「係る」の下に「臨時の医療施設における医療の提供、」を加える。

(地方税法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「新型コロナウイルス等」等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する「新型コロナウイルス感染症を」病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第五十九条第一項
二 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応

するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第二条
三 令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和二年法律第二十七号)第三項第一号

四 令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和二年法律第五十五号)第三項第一号

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部改正)

第八条 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症を」病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

第三条第一項中「第二条第三号」を「平成二十四年法律第三十一号」第二条第四号」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第九条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の項中「第二条第四号イ」を「第二条第五号イ」に改める。

大学における成績評価及び卒業認定に関する
質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年一月二十二日

平山佐知子

参議院議長 山東 昭子殿

大学における成績評価及び卒業認定に関する
質問主意書

グローバル化する知識基盤社会において、学士レベルの資質能力を備える人材養成は重要な課題となつている。他方、大学全入時代を迎え、目先の学生確保が優先される傾向がある中、大学や学位の水準が曖昧になったり、学位の国際的通用性が失われたりしてはならない。

最近では、主に欧米の大学で広く採用されているGPA制を導入する大学が増えている。学生の学修状況を数値的に把握することにより、履修指導が可能となるほか、各教員間、各授業間で成績評価基準の平準化が進むと期待されている。しかし、日本では、依然として成績評価が大学教員の裁量に委ねられているため、評価基準が不統一かつ曖昧であることが多いとの指摘がある。学生の学修到達度を適切に評価できず、ひいては、大学が社会の信頼を失いかねないことに加え、学生が社会の信頼が蓄積されることも懸念される。学生の成績評価や卒業認定について、大学及び教員間の格差なく、公平で客観的な評価がされなければならないことは当然のことであるとの認識を踏まえ、以下質問する。

一 大学が、学生の成績の評価や卒業の認定について公平で客観的な評価を行うことは、現在の法制度においてどのように担保されているか。
二 学生が、大学が行った成績の評価や卒業の認定について、公平で客観的な評価がされていない

いと考へた場合の救済手続は、現在の法制度においてどのように担保されているか。

三 大学における教育の質の向上が社会的に要請される中、成績評価や卒業認定も含めた教育の質保証の在り方について、国の関与と大学の自治とのバランスをどのように考えるか。
右質問する。

令和三年二月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員平山佐知子君提出大学における成績評価及び卒業認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員平山佐知子君提出大学における成績評価及び卒業認定に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、例えば、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十五条の二第二項において「大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。」と規定されているところである。

二について

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第四条第一項第四号においては、各大学が学則に記載すべき事項として「学習の評価及び課程修了の認定に関する事項」が定められているところ、当該事項として、お尋ねの「救済手続」を定めるかどうか等については、各大学において適切に判断されるものである。

三について

各大学における学修の成果に係る評価や卒業の認定等の具体的な基準や手続等については、各大学において自主的・自律的に決定すべきものである。他方、国は、大学における教育の質の保証の観点から、大学の自主性を尊重しつつ、各大学に共通する設置基準として大学設置基準を定めること等により、各大学における教育の質の保証に係る取組を促しているところである。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十条の都道府県知事の医療関係者への要請等の解釈に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年一月二十二日

小西 洋之

参議院議長 山東 昭子殿

新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の都道府県知事の医療関係者への要請等の解釈に関する質問主意書

二〇二二年十月九日の新型インフルエンザ等対策有識者会議の医療・公衆衛生に関する分科会(第二回)に厚生労働省より提出された資料及び当回の会議録においては、表題「論点(一)要請・指示の範囲について」との資料にある「都道府県知事による通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合」の趣旨として「※例えば、地域における医療機関が診療を停止し、近隣の新型インフルエンザ等の患者が医療の提供を受けられなくなったため、医師等の派遣を行う場合など」と説明されている。

また、これについて当日の会議録においては、厚生労働省により「要請・指示に関しては、どういう場合に必要になってくるのかですが、都道府県知事による通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合に要請を行うこととしてはどうか。これは例えば、医療機関が診療を停止して、近隣に患者さんを診るところがなくなった場合に、医師等の派遣を行うような場合などが考えられます。そのような範囲でどうか論点の一つです。」との説明がなされ、これに対して日本医師会を代表する委員より、「日本医師会としては要請・指示については極めて謙抑的に執行をしていただきたい。基本的には医療者の自律行動によつてこれを行うという観点から、要請・指示についてはいま事務局ご指摘の範囲で適切ではないかと思っております。」との見解が述べられている。これを踏まえ、以下質問する。

一 新型インフルエンザ等対策ガイドライン(新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 平成二十五年六月二十六日(平成三十年六月二十一日一部改定)における「Ⅵ医療体制に関するガイドライン(8)医療関係者に対する要請等について」の「③b」にある「地域のほとんど全ての医療機関が診療を休止する」の文言の趣旨は「地域における医療機関が診療を停止し、近隣の新型インフルエンザ等の患者が医療の提供を受けられなくなった(ため、医師等の派遣を行う場合)」という場合、すなわち、「医療機関が診療を停止して、近隣に患者さんを診るところがなくなった場合(に、医師等の派遣を行うような場合)」という場合の意味であると理解してよいのか。
二 前記一について、当該「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」の当該「地域のほとんど全ての医療機関が診療を休止する」の文言がどの

ような意味のものと理解しているのか、政府の見解を示されたい。

三 厚生労働省の担当者複数名は、私に對して、本年一月二十日に「地域のほとんど全ての医療機関が診療を休止する」の「地域」の意味が「県域」などの意味ではなく、上記にある「患者からの近隣の地域」の趣旨であると初めて知った、更には、新型インフルエンザ等対策ガイドラインが審議された上記分科会の資料及び会議録を初めて読んだと述べているところであるが、政府はこの間、誤った当該ガイドラインの解釈により都道府県に對し当該第三十一条の要請等が使用できないとの誤った法解釈を伝えていたところ、その過ちに気付きそれを認めてなお、私からの本年一月二十日以降の再三の要請にもかかわらず、何故に即刻に各都道府県に当該第三十一条の正しい解釈(当該ガイドラインの正しい解釈を含む)を伝えなかったのか。こうした政府の姿勢は、新型コロナウイルスの感染拡大の局面及びいわゆる医療崩壊の局面における人命軽視も甚だしいのではないかと。

四 政府は、これまでの間、大阪府、埼玉県等の都道府県より、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条に定める都道府県知事の医療関係者への要請及び指示の規定が新型コロナウイルス感染症発生状況(当該感染症のまんえんを含む)で使用できるか否かの問合せ(当該第三十一条の解釈の照会を含む)を受けたことがあるか。また、問合せを受けた都道府県に對して、どのような説明を行ったのかを示されたい。

五 大阪府の吉村知事は、本年一月十五日付のT witterにおいて「国とも協議しましたが、結論として特措法第三十一条は民間病院にコロナ対応を要請する条文としては使えないで

す。政令とガイドラインを添付します。かなり限定的な場面の特措法第三十一条は想定してます。」と述べている。政府は、大阪府に對してどのような理由により新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の都道府県知事の要請が使えないと説明したのか。その説明の内容を示されたい。

六 西村国務大臣は令和二年十二月十六日の衆議院内閣委員会において、「今回の吉村知事が、看護師の皆さん、ぜひお願いしますということでお願いをし、特措法第三十一条に、そういう医療関係者に医療を行うよう要請することができ規定があるんですが、これが使えない規定になっていきます。机上の空論でできている規定で、これがこの局面で使えないようでは、特措法第三十一条、全く話にならないと思います。」と述べた質疑者に対して、「今回、大阪に對しても、……第三十一条については、知事が医療従事者個人に對して医療提供の要請及び指示を行うことも可能となっておりますけれども、まさに、規定にありますけれども、ほとんど全ての医療機関が診療を休止するなど、当該地域における医療体制の確保が困難となり、当該地域に所在する医療機関において医療体制を構築する際に、そのための医療関係者を確保できない場合などに要請するという規定となっております。このため、現在の状況とは想定されている状況は異なっているものというふうに考えておりますが、なお、同様の規定があるのは武力攻撃事態国民保護法でありまして、その法律におきましても強制力は設けられていないわけであります。」と答弁している。

この答弁は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の都道府県知事の医療関係者への要請が、大阪府においてはできないとの旨

を答弁したものなのか。

七 前記六の西村国務大臣の「現在の状況とは想定されている状況は異なっているものというふうに考えておりますが」について、当該現在の状況の具体的な意味と「想定されている状況」の具体的な意味について示されたい。

八 菅総理大臣は、本年一月二十一日の衆議院本会議において「特措法第三十一条の適用についてお尋ねがありました。この規定により、知事は医療関係者に対する要請や指示が可能ですが、病原性が非常に高い場合など極めて緊急性の高い状況が想定されております。現時点では感染症十六条の二などその他の規定を活用しつつ協力要請を行って頂きたいと考えています。いずれにしても、感染症法等の見直しについては政府与野党連絡協議会における議論も踏まえ速やかに国会に提出して参ります。」と答弁している。当該第三十一条に係るこの答弁と前記六の西村大臣の答弁の解釈は同じものなのか。また、「病原性が非常に高い場合など」とあるが新型コロナウイルスはこの要件に該当するのか。

さらに、「極めて緊急性の高い状況」に現下の緊急事態宣言下の状況は該当するのか。それぞれ該当しないのであればその理由を示されたい。

九 前記一～八について、法令の運用解釈を空前の失政により誤り、そのことによつて国民国家の重大事態の対処を誤った失政を誤魔化すため、国民の生命を犠牲にして各都道府県知事に当該第三十一条の正しい解釈を伝えないというのは、万死に値する暴挙ではないか。菅政権の見解を示されたい。

十 新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の都道府県知事の医療関係者への要請及び指示の規定があるのに、なぜ、政府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する

法律の第十六条の二を改正し都道府県知事の勧告及び公表の権限を設けようとしているのか。両規定における知事の権限やその効果、更には両規定の政策目的も含めて説明されたい。

十一 政府は、現下の緊急事態宣言下において、都道府県知事は新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条に定める都道府県知事の医療関係者への要請及び指示の権限を行使することが当該条文の解釈上不可能であると考えているのか。当該権限の行使の可否について説明されたい。

右質問する。

令和三年二月二日

内閣総理大臣 菅 義偉
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員小西洋之君提出新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の都道府県知事の医療関係者への要請等の解釈に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の都道府県知事の医療関係者への要請等の解釈に関する質問に對する答弁書

一及び二について

お尋ねの「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」(平成二十五年六月二十六日新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定。以下「ガイドライン」という。)における「地域のほとんど全ての医療機関が診療を休止する」場合とは、「当該地域における医療体制の確保が困難となり当該地域に所在する医療機関において医療体制を構築する際に、そのための医療関係者を確保できない場合」の例示である。

三から五までについて

お尋ねについては、これまでに、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。)第三十一条に關する問合せを受けたことはあり、当該問合せに対しては、令和三年一月二十一日の衆議院本会議において、菅内閣総理大臣が「この規定により、都道府県知事は医療関係者に対する要請や指示が可能ですが、病原性が非常に高い場合など、極めて緊急性の高い状況が想定をされております。現時点では、まずは、感染症法第十六条の二など、その他の規定を活用しつつ、協力要請を行っていただきたいと考えております」と答弁した内容と同じ趣旨及び内容の説明を行っている。

このため、「政府はこの間、誤った当該ガイドラインの解釈により・・・誤った法解釈を伝えていたところ、・・・何故に即刻に各都道府県に当該第三十一条の正しい解釈・・・を伝えないのか。こうした政府の姿勢は、・・・人命軽視も甚だしいのではないか」との御指摘は当たらないものと考えている。

六について

御指摘の答弁は、特措法第三十一条の改正を検討すべきではないかとの質問に対して、見解を述べたものである。

七について

お尋ねの「現在の状況」とは令和二年十二月の大阪府における医療提供体制の状況を、「想定されている状況」とはガイドラインにおいて特措法第三十一条に基づく要請等を検討すべき場面として想定されている状況を、それぞれ指している。

八及び十一について

「当該第三十一条に係るこの答弁と前記六の

西村大臣の答弁の解釈は同じものなのか」とのお尋ねについては、菅内閣総理大臣と西村内閣府特命担当大臣(経済財政政策)の答弁において、特措法第三十一条の解釈に異なることはない。

また、「新型コロナウイルスはこの要件に該当するか」、「極めて緊急性の高い状況」に現下の緊急事態宣言下の状況は該当するか及び「現下の緊急事態宣言下において、都道府県知事は新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条に定める都道府県知事の医療関係者への要請及び指示の権限を行使することが当該条文の解釈上不可能であると考えているのか」とのお尋ねについては、令和三年一月二十一日の衆議院本会議において、菅内閣総理大臣が「この規定により、都道府県知事は医療関係者に対する要請や指示が可能ですが、病原性が非常に高い場合など、極めて緊急性の高い状況が想定をされております。現時点では、まずは、感染症法第十六条の二など、その他の規定を活用しつつ、協力要請を行っていただきたいと考えております」と答弁したとおりである。

九について

特措法第三十一条については、これまでお答えしているとおりであり、「法令の運用解釈を空前の失政により誤り、そのことによつて国民国家の重大事態の対処を誤った失政を誤魔化すため、国民の生命を犠牲にして各都道府県知事に当該第三十一条の正しい解釈を伝えないというのは、万死に値する暴挙ではないか」との御指摘は当たらないものと考えている。

十について

「なぜ、政府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の第十六条の二を改正し都道府県知事の勧告及び公表の権限を

設けようとしているのか」とのお尋ねについては、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときに、国民の生命及び健康を守ることにより万全を期すためである。また、「両規定における知事の権限やその効果」については、特措法第三十一条及び現在国会で審議中の新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案第二條の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十一年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)第十六条の二に規定するとおりである。また、「両規定の政策目的」については、特措法第三十一条については、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることにより、感染症法第十六条の二については、「なぜ、政府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の第十六条の二を改正し都道府県知事の勧告及び公表の権限を設けようとしているのか」とのお尋ねについてお答えしたとおりである。

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二二円 一〇円（）